

Journal
of **E**ducation
Inclusive

Printed 2016.0830
ISSN 2189-9185

Published by Asian Society of Human Services



August 2016
VOL. **1**

ORIGINAL ARTICLE

高等教育機関における障害理解教育の現状と課題

Current Situations and Issues of the Education for Disability Understanding in Higher Education

権 偕珍¹⁾ (Haejin KWON), 田中 敦士²⁾ (Atsushi TANAKA)

- 1) 立命館大学大学院経済学研究科
(Graduate School of Economics, Ritsumeikan University)
- 2) 琉球大学教育学部
(Faculty of Education, University of the Ryukyus)

<Key-words>

高等教育機関, 障害理解, 障害理解教育
(Higher Education, disability understanding, Education for disability understanding)

kkhhjj51@naver.com (権 偕珍)

Journal of Inclusive Education, 2016, 1:104-113. © 2016 Asian Society of Human Services

ABSTRACT

現在、日本では、インクルーシブな社会を構築するために障害理解教育が奨励されるようになった。また、障害理解には持続的な教育が必要である(韓, 2016; 芝田, 2013)ことを踏まえ、高等教育機関における障害理解教育が、今後、重要視されるべき課題であるといえるだろう。

そこで、本研究では、高等教育機関に在籍している学生の障害理解を高めるために、障害理解教育の課題と方向性について考察を行うことを目的とした。

その結果、高等教育機関に在籍する障害のある学生数は急激に増加している現状が明らかになり、高等教育における障害理解教育の課題として、①障害理解教育の観点における課題、②教員養成課程におけるカリキュラムの課題の2点の課題があることが明らかになった。

社会における障害理解を促進し、共生社会を実現するためには、障害を人間の多様性として捉え、多様な人材を社会で活用するというダイバーシティの観点から障害理解教育を行うことが必要である。今後、高等教育機関、特に教員養成課程における、ダイバーシティの観点に基づいた障害理解教育のカリキュラム開発を行う必要があるだろう。

Received
2016 / 7 / 11

Revised
2016 / 8 / 16

Accepted
2016 / 8 / 20

Published
2016 / 8 / 30

I. はじめに

2006年に国連で採択され、日本も批准している障害者権利条約では、「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償かつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」、「障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること」という条文が盛り込まれ、インクルーシブ教育の重要性が指摘されている。また、日本では、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(文部科学省, 2012)が報告され、初等・中等教育について、インクルーシブな社会を構築するために、障害理解教育が奨励されるようになった。

現在、インクルーシブ教育に伴う障害理解教育は小・中学校を中心に行われており、高等教育機関における障害理解教育はほとんど行われていない。しかし、「平成27年度(2015年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の就学支援に関する実態調査」(日本学生支援機構, 2016)によると、大学・短期大学・高等専門学校を合わせた障害学生は21,721人であり、平成26年度(14,127人)、平成25年度(13,449人)と比較しても、高等教育機関に在籍する障害のある学生の数は急激に増加している。このことから、高等教育機関における障害理解教育の必要性が高まっているといえるだろう。

韓(2016)は、障害理解教育を「障害の有無にかかわらず、教育の場において、インクルーシブ教育の観点から、自己と違う他者を認識し、その違いを認め、理解につなげる教育」と定義し、早い段階からの継続的な障害理解教育の必要性を提言している。また、芝田(2010)も、障害理解は人間理解そのものであることから、時間をかけた取り組みが必要であるとしている。つまり、障害理解は人間の認識と理解の問題であり、持続的な教育によって形成されることから、小・中学校における障害理解教育と共に、高等教育機関における障害理解教育も必要不可欠であるといえる。さらに、高等教育機関は社会参加の前段階であるため、インクルーシブな社会を構築するための次代を担う重要な人材であることから、重要視されるべきであろう。

また、学校教育の段階から障害理解教育を実施するにあたり、特に重要なのは学校教育を担う教師の障害理解である。しかし、現在の教員養成課程において、法的に義務付けられている障害に関連する必修科目は、社会福祉施設等における7日以上の「介護等体験」(1単位)のみであり、教職を目指す学生が障害について十分に理解できているとは言い難い。また、特別支援教育に関連する講義も少なく、障害理解教育に関して学ぶ機会はほとんどないと言える。

そこで、本研究では、高等教育機関に在籍している学生の障害理解を高めるために、教員養成課程を中心とした高等教育機関における障害理解教育の現状を把握し、障害理解教育の課題と方向性について考察を行うことを目的とする。

II. 研究方法

本研究では、高等教育機関における障害理解教育の現状を把握し、その課題と方向性について考察を行うために、1. 高等教育機関における障害のある学生の現状、2. 高等教育機関における障害理解教育の現状に関連する文献や行政資料を以下の方法で収集する。

1. 高等教育機関における障害のある学生の現状に関する行政資料

「平成 27 年度(2015 年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の就学支援に関する実態調査」(日本学生支援機構, 2016)の結果に基づいて高等教育機関に在籍している障害学生の現状をまとめた。

2. 高等教育機関における障害理解教育の現状に関連する文献

- ・文献抽出の際に利用するデータベース : CiNii、Google Scholar
- ・「障害理解」「障害理解教育」「高等教育機関」をキーワードとして検索した文献のうち、高等教育機関における障害理解教育の現状について論じているもの
- ・対象学生が高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校)に在籍しているもの

III. 高等教育機関における障害のある学生の現状

「平成 27 年度(2015 年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の就学支援に関する実態調査」(日本学生支援機構, 2016)は、全国の大学・短期大学・高等専門学校を対象にして平成 17 年度から 11 年間、同調査を実施しており、平成 27 年度には 1,182 校に配布し、100%の回収率を達成している。

また、調査内容は、障害学生数、障害学生在籍学校数、授業に関する支援の実施状況、障害学生支援に関する体制等、障害のある生徒の受入りに関する配慮及び入学者数等、障害学生の卒業後の進路、発達障害学生支援状況等である。

1. 障害学生の在籍人数

平成 27 年度の大学、短期大学および高等専門学校における障害学生数は 21,721 人で、26 年度(14,127 人)より 7,594 人が増加しており、平成 18 年度から、継続的に増加している。全学生数に対する在籍率は 0.68%で、前年度である 26 年度(0.44%)より 0.24%が増加した。

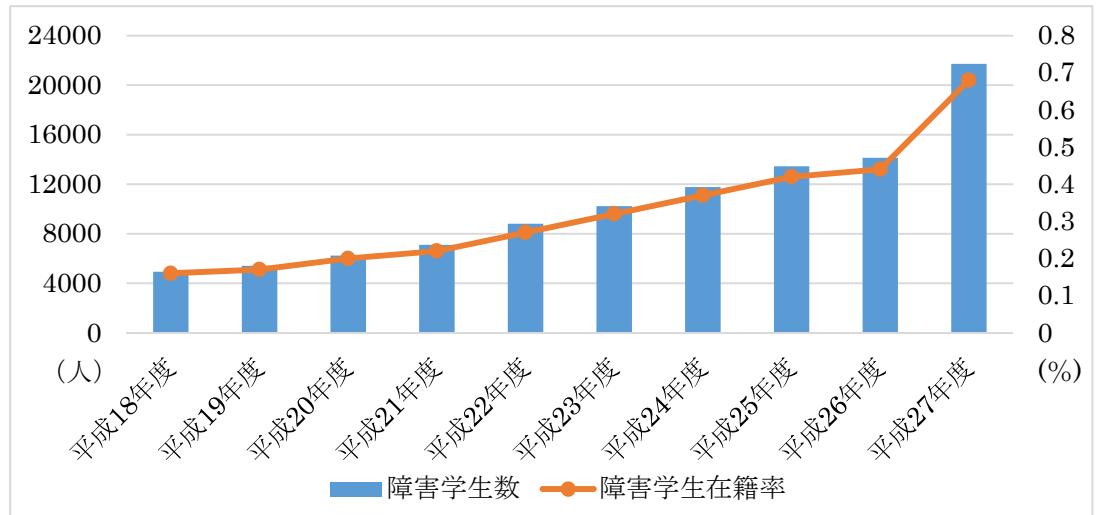


図1 障害学生在籍人数

- ※1 「平成 27 年度(2015 年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の就学支援に関する実態調査」(日本学生支援機構, 2016)を参考に筆者が作成
- ※2 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※3 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

2. 障害のある学生の在籍学校数

平成 27 年度の在籍学校数は 830 校で、前年度(833 校)より 47 校増加していた。

また、障害学生在籍者数の変化を見ると、21 人以上障害学生が在籍している学校の数は平成 27 年度時点で 228 校(前年度 173 校)と、続けて増加している。

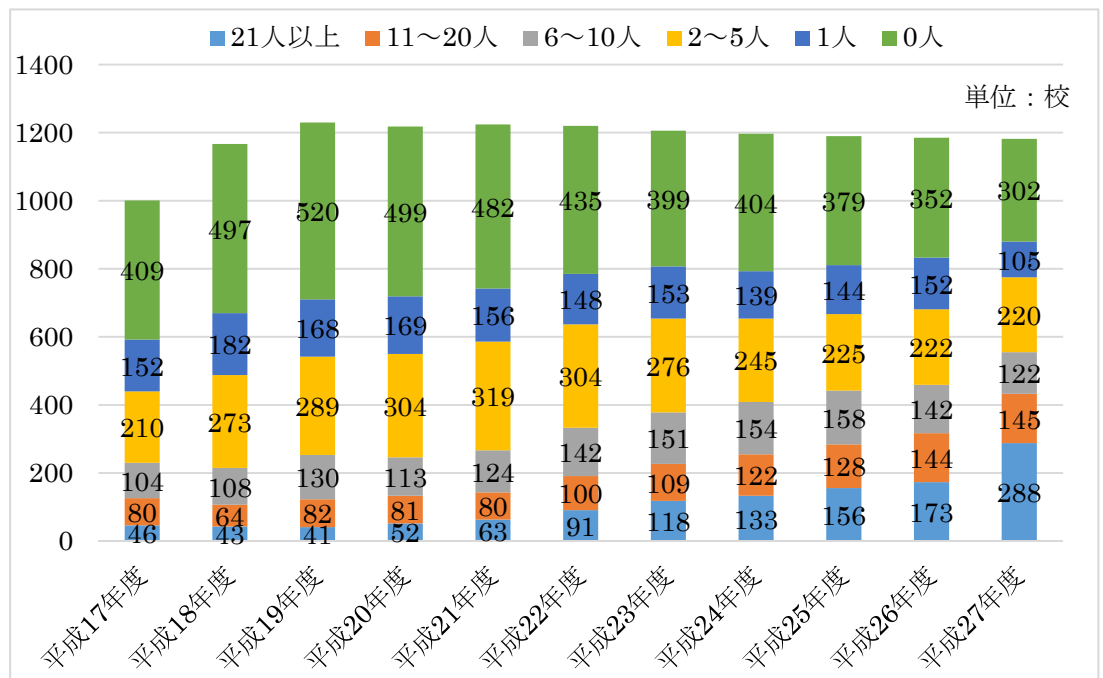


図2 障害者の在籍学校数

- ※1 「平成 27 年度(2015 年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の就学支援に関する実態調査」(日本学生支援機構, 2016)を参考に筆者が作成

3. 障害学生数の推移（障害種別）

平成 27 年度の障害学生数の推移は、その他を除外し、病弱・虚弱(6,462 人)が最も多く急激に増えていることがわかる。その次は発達障害(3,442 人)、肢体不自由(2,546 人)順であり、いずれの障害も年々増加している。

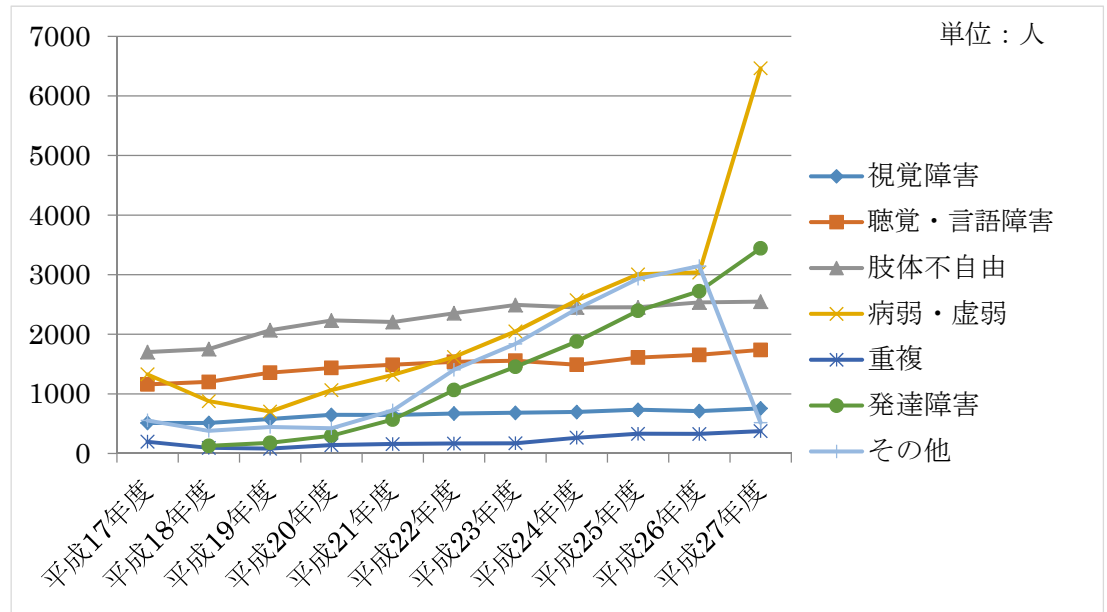


図3 障害種別による障害学生数の推移

- ※1 「平成 27 年度(2015 年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の就学支援に関する実態調査」(日本学生支援機構, 2016)を参考に筆者が作成
- ※2 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※3 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。
- ※4 知的障害、精神障害、精神疾患等は「その他」に含む。(平成 26 年度その他 3,144 人中精神疾患・精神障害は 2,826 人、慢性疾患・機能障害は 247 人、知的障害 46 人、それ以外 25 人)
- ※5 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

IV. 高等教育機関における障害理解教育に関する現状

「障害理解」「障害理解教育」「高等教育機関」をキーワードとして文献検索を行った結果、260 件が該当し、うち 58 件を分析対象資料として抽出した。抽出された文献の内容を精査し、①高等教育機関の障害のある学生とない学生がともに学ぶ「障害理解教育」、②教員養成課程における免許法上の「障害理解教育」、に分けて現状を整理する。

1. 高等教育機関の障害のある学生と障害のない学生がともに学ぶ障害理解教育

高等教育機関には、障害学生の支援のために、大学内に障害学生支援室や障害学生支援センターを設け、入学前の支援(保護者の相談、入試に関する配慮など)、入学以降の就学環境の整備・改善・調整(ノートテイク、バリアフリー化など)、ボランティアの養成、障害学生のキャリア支援、地域との連携、情報公開・啓発など、様々な支援を行っている。主に、障

害学生を対象として支援を行っているが、働いている教職員や学生に対する障害理解教育・啓発活動も推進している。

実施される障害理解教育の具体的な内容としては、特別支援学校や福祉施設を訪問・見学を行い、教育活動に関する知識を得て、感想文やレポートなどの執筆を行う「施設訪問」、点字盤の体験、車いすの構造理解する活動、手話の学習などを中心とした「障害に関連する知識についての学習」、障害のある人の不便さや心情を理解するために、車いすに乗って移動体験を行う、アイマスクをして規定のコースを歩行してみるなどの「疑似障害体験」などが中心となっている場合が多い(高橋, 2016)。

「平成 27 年度(2015 年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の就学支援に関する実態調査」(日本学生支援機構, 2016)によると、高等教育機関において研修(カリキュラム外で支援方法、支援技術等の習得を目的とする内容)・啓発活動の実施状況に関して、大学が 782 校のうち 648 校、全体の 82.9%が実施している。短期大学は 343 校のうち 231 校で、67.3%、高等専門学校は 57 校のうち 51 校で、89.5%が実施している。また、実施率は、いずれの学校種別においても前年度より高くなっている。

表 1 研修・啓発活動の実施状況

学校種別	学校数(校)	研修・啓発活動 実施校数(校)	*実施率(%)
大学	782	648	82.9(前年度 70.1)
短期大学	343	231	67.3(前年度 51.7)
高等専門学校	57	51	89.5(前年度 84.2)
計	1,182	930	78.7(前年度 65.4)

出所：日本学生支援機構(2016)「平成 27 年度(2015 年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の就学支援に関する実態調査」

*実施率：研修・啓発活動実施校数÷学校数×100(%)

その研修・啓発活動の具体的な実施状況をみると、「障害学生と支援スタッフ(支援を行う学生等)に対する相談対応、懇談会等の実施」が 543 校で最も多く、その次が「障害学生に対する就職支援、キャリア教育支援の実施」404 校、「学外における各種研修等への教職員の派遣」が 283 校である。最も低いのは「各種イベント(障害体験講座、講演など)の実施」が 65 校、「学内における職員向け各種研修(SD 研修)の実施」が 117 校、学生向け各種研修(ノートテイクー養成研修など)の実施が 129 校であった。

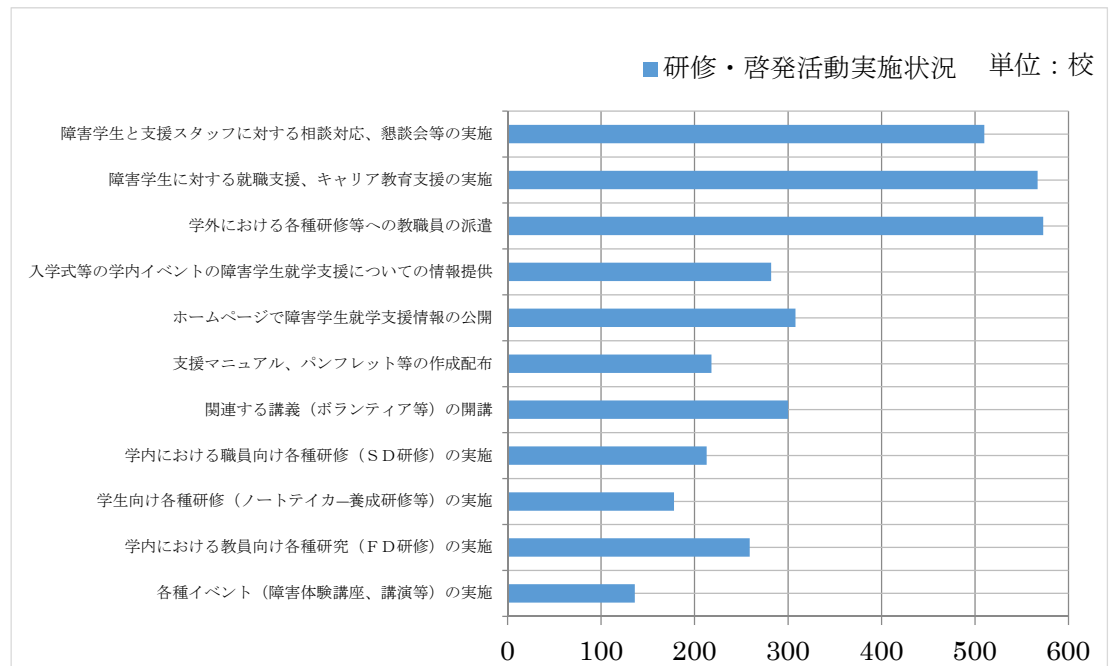


図4 研修・啓発活動の具体的な実施状況

出所：独立行政法人日本学生支援機構(2015)「平成26年度(2014)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生修学支援に関する実態調査結果報告書」

* カリキュラムに含まれている「演習」または「講義」、カリキュラム外で支援方法、支援技術等の習得を目的とする内容であれば「研修」、カリキュラム外で意識啓発、情報提供を目的とする内容であれば「講座・講演等イベント」となる。

1. 教員養成課程における免許法上の「障害理解教育」

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。そのため、「障害理解教育」を行う主な担い手である教員を養成することも重要な課題である。

現在、教師を目指す学生のために大学に設置されている課程として教員養成課程がある。「特別支援教育」がすべての学校において必要とされることから、教員養成課程に在籍するすべての学生に「障害理解教育」に関して学ぶ機会が必要であるといえる。しかし、特別支援教育についての免許取得を目標とする特別支援教育専攻と、特別支援教育についての免許取得が任意である他の専攻とでは、授業時数等に大きく差が出てくるため、ここでは、①特別支援教員免許を取得する学生に関する免許法と②その他特別支援免許状を取得しない学生に関する免許法を分けて考える。

(1) 特別支援教員免許を取得する学生に関する免許法

中央教育審議会(2005)は教員免許制度に関する基本的な考え方について表2のように示している。教員の資質能力として、特別支援教育全般に関する基礎的な知識や心理・生理・病理に関する一般的な知識・理解、指導法、実践的指導力に関する能力を求めている。

表2 教員免許制度に関する基本的考え方

特別支援教育を担当する教員は、障害の種類に応じた専門性が求められる一方、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導及び支援を行うことや、特別支援学校（仮称）が、地域の小・中学校等に対する支援を行うといった、特別支援教育のセンター的機能を担うために、特別支援学校（仮称）の対象となる5種類の障害種別（盲・聾・知的障害・肢体不自由・病弱）以外の、言語障害、情緒障害に加えて、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた様々な障害に関する幅広く基礎的な知識を有していることが期待される。

そのため、今後、特別支援教育を担当する教員について、免許状で担保すべき資質能力としては、

- ・特別支援教育全般に関する基礎的な知識
- ・障害のある幼児児童生徒の心理、生理及び病理に関する一般的な知識・理解
- ・障害のある幼児児童生徒の教育課程及び指導法に関する深い知識・理解及び実践的指導力（重複障害児の指導に関する知識・理解を含む）
- ・小・中学校等の支援のために必要なLD・ADHD・高機能自閉症等に関する知識・理解及び実践的指導力

などをひとつおりに身に付けた上で、新たに創設される特別支援学校（仮称）の教員として、他の特別支援教育担当教員とチームを組み協力しながら、様々な障害のある個々の幼児児童生徒への教育を担当できる能力を最小限有していることを中心として捉えることが重要である。

出所：文部科学省中央教育審議会(2005) 特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)

表3 特別支援学校教諭一種免許状授与に必要な科目と最低取得単位数

1. 特別支援教育の基礎理論に関する科目（2単位）	○特別支援教育の基本的な考え方、特別支援学校の教育（自立活動を含む）、小・中学校等における特別支援教育
2. 障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（4単位）	○各障害児の心理、生理及び病理に関する事項
	○諸検査の基礎
3. 障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法（各障害種別に関する自立活動を含む）に関する科目（9単位）	○視覚障害児の指導（点字の指導を含む。）
	○聴覚障害児の指導（聴覚や手話等を活用した言語指導を含む。）
	○知的障害児の指導（教科別の指導、領域・教科を合わせた指導等を含む。）
	○肢体不自由児の指導
	○病弱児の指導
	○言語障害児の指導（構音指導を含む。）
	○情緒障害児の指導
	○重複障害児の指導
4. 障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（3単位）	○事前及び事後の指導（1単位）
	○特別支援学校（仮称）での実習（2単位）
5. 選択必修科目（8単位）	○特定の障害種別（特別支援学校（仮称）の対象となる5種類の障害種別から1障害種別を選択、又は選択した1障害種別に加えその他の障害種別（言語障害、情緒障害、LD・ADHD・高機能自閉症等を含む）についても選択）について、児童生徒等の心理、生理及び病理に関する科目並びに教育課程各論及び指導法に関する科目

出所：文部科学省中央教育審議会(2005) 特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)

特別支援学校教員の養成カリキュラム内容は、「特別支援教育に関する科目」の「特別支援教育の基礎理論」、「障害のある幼児児童生徒の心理、生理及び病理」、「障害のある幼児児童生徒の教育課程及び指導法」、「障害のある幼児児童生徒についての教育実習」となっており、必要単位数を修得することが必要である(表3)。しかし、障害理解の観点からカリキュラム内容をみると、障害に関して医療的な情報や障害者を社会的に保護するという観点から障害者を理解し、支援するという内容であり、障害を人間の多様性として捉え、多様な人材を社会で活用するという観点から障害理解教育を行っている内容ではない。

(2) 他の特別支援免許状を取得しない学生に関する免許法

他の特別支援免許状を取得しない学生に関して、法的に義務付けられている障害に関連する必修科目は、社会福祉施設等における7日以上「介護等体験」(1単位)のみであり、教職を目指す学生が障害について十分に理解できているとは言い難い。

V. おわりに

本研究では、高等教育機関に在籍している学生の障害理解を高めるために、障害理解教育の課題と方向性について考察を行うことを目的とし、教員養成課程を中心とした高等教育機関における障害理解教育の現状を把握した。

その結果、現在の障害理解教育における2点の課題が明らかになった。

1 つ目は、障害理解教育の観点における課題である。従来の障害理解教育は、障害者を保護して支援する対象として捉えており、社会の中で共に生活し、共に働く仲間として障害者が認識されない一因となっていた。社会における障害理解を促進し、障害者と健常者が共に生きる社会を実現するためには、障害を人間の多様性として捉え、多様な人材を社会で活用するというダイバーシティの観点から障害理解教育を考える必要がある。近年、障害者雇用・教育分野において「ダイバーシティ」の実現のためのさまざまな取組が行っている。ダイバーシティの概念は自身とは異なる他者を認め、互いを尊重することを根底としており、ダイバーシティの観点から障害理解教育を捉えることは、障害を個人の多様性として認めた上で障害者を理解するための教育を行うことを意味する。

2 つ目は、高等教育機関における障害のある学生や障害のない学生がともに学ぶ障害理解教育カリキュラムの不在である。本研究では、特に学校教育を担う教師の障害理解が重要であるという観点から、教員養成課程の現状について整理してきた。教員養成課程の現状を見ると、特別支援学校教諭を目指す学生(特に特別支援教育専攻等)は、障害についての知識・理解に関して学ぶ機会はあるが、それ以外の学生は、障害理解に関して学ぶ講義やカリキュラムが免許法上はないことが明らかになった。また、特別支援学校教諭を目指す学生に関しても、カリキュラム内容はダイバーシティの観点に基づく障害理解教育という観点からは行われていない。

上述したように、小・中学校においては、すでに障害のある学生と障害のない学生が共に学ぶインクルーシブ教育が実施されているにも関わらず、高等教育機関ではそれらの教育が行われていない現状である。しかし、「平成27年度(2015年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の就学支援に関する実態調査」(日本学生支援機構, 2016)の調査結果からもあるように、高等教育機関の障害学生数は増加している。社会における障害理解

を促進し、障害者と健常者が共に生きる社会を実現するためには、障害を人間の多様性として捉え、多様な人材を社会で活用するというダイバーシティの観点から障害理解教育を考える必要がある。また、高等教育機関、特に教員養成課程においては、ダイバーシティの観点に基づいた障害理解教育のカリキュラム開発を行うことが必要だろう。

文献

- 1) 岩田吉生・青柳まゆみ・飯塚一裕(2015) 教員養成大学の全学共通科目における特別支援教育関連科目の開講状況. 障害者教育・福祉学研究, 11, 15-25.
- 2) 韓昌完(2016) 平成 28 年度 第 4 回 Asian Society of Human Services 研究者養成研修会.
- 3) 芝田裕一(2010) 障害理解教育及び社会啓発のための障害に関する考察. 兵庫教育大学研究紀要, 37, 25-34.
- 4) 高橋(2016) 障害の社会モデルと特別支援教育—社会や環境との相互作用によって小実ディスアビリティについて考える—. 鳴門教育大学授業実践研究, 15, 23-28.
- 5) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所独立行政法人日本学生支援機構(2009) 高等教育機関における発達障害のある学生に対する支援に関する研究—評価の試みと教職員への啓発— 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所.
- 6) 中村義行(2011) 障害理解の視点—「知見」と「かかわり」から—. 佛教大学教育学部学会紀要, 10, 1-10.
- 7) 日本学生支援機構(2016) 平成 27 年度(2015 年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の就学支援に関する実態調査.
- 8) 文部科学省初等中等教育分科会(2012) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進.
- 9) 文部科学省中央教育審議会(2005) 特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申).

- Editorial Board -

Editor-in-Chief	Atsushi TANAKA	University of the Ryukyus (Japan)
Executive Editor	Changwan HAN	University of the Ryukyus (Japan)

Aiko KOHARA
University of the Ryukyus (Japan)

Aoko CHINA
National Institute of Vocational Rehabilitation
(Japan)

Eonji KIM
Hanshin PlusCare Counselling Center (Korea)

Haejin KWON
Ritsumeikan University (Japan)

Hideyuki OKUZUMI
Tokyo Gakugei University (Japan)

Iwao KOBAYASHI
Tokyo Gakugei University (Japan)

Kazuhito NOGUCHI
Tohoku University (Japan)

Keita SUZUKI
Kochi University (Japan)

Kenji WATANABE
Kio University (Japan)

Kohei MORI
Kanda-Higashi Clinic, MPS Center (Japan)

Liting CHEN
Sophia School of Social Welfare (Japan)

Mika KATAOKA
Kagoshima University (Japan)

Mikio HIRANO
Tohoku Bunka Gakuen University (Japan)

Nagako KASHIKI
Ehime University (Japan)

Shogo HIRATA
Ibaraki Christian University (Japan)

Takahito MASUDA
Hirosaki University (Japan)

Takashi NAKAMURA
University of Teacher Education Fukuoka (Japan)

Takeshi YASHIMA
Joetsu University of Education (Japan)

Tomio HOSOBUCHI
Saitama University (Japan)

Toru HOSOKAWA
Tohoku University (Japan)

Toshihiko KIKUCHI
Mie University (Japan)

Yoshifumi IKEDA
Joetsu University of Education (Japan)

Editorial Staff

- Editorial Assistants	Mamiko OTA	University of the Ryukyus (Japan)
	Sakurako YONEMIZU	Asian Society of Human Services

Journal of Inclusive Education

VOL.1 August 2016

© 2016 Asian Society of Human Services

Editor-in-Chief Atsushi TANAKA

Presidents Masahiro KOHZUKI • Sunwoo LEE

Publisher Asian Society of Human Services

Faculty of Education, University of the Ryukyus, 1 Senbaru, Nishihara-cho, Nakagami-gun, Okinawa, Japan
FAX: +81-098-895-8420 E-mail: ashs201091@gmail.com

Production Asian Society of Human Services Press

Faculty of Education, University of the Ryukyus, 1 Senbaru, Nishihara-cho, Nakagami-gun, Okinawa, Japan
FAX: +81-098-895-8420 E-mail: ashs201091@gmail.com

Journal of Inclusive Education
VOL.1 August 2016
CONTENTS

ORIGINAL ARTICLES

- The Measurement of Educational Assessment and Psychology, Physiology and Pathology for Children with Physical Disability, Health ImpairmentHaejin KWON, et al. 1
- Effects of Weekday Café Program in Special Needs School; Using by Special Needs Education Assessment Tool (SNEAT)..... Yoshimi CHINEN, et al. 11
- Redefinition and Construct of Diversity Education..... Changwan HAN, et al. 19
- Remembering the Past Autobiographical Memories and Imaging the Future in an Adult with Amnesic Syndrome; The Role of the Involuntary MemoryMikio HIRANO, et al. 28
- Study for Construction of the Individual Education Support Model: Based on IN-Child Record Mamiko OTA, et al. 35
- The Influence of the Degree of Others/Self-understanding of the Social Interaction in Children with ASD Toru SUZUKI, et al. 48
- Study on the Expectation of the Student Volunteers to Assist in the Leisure and Learning for Hospitalized Children Sachiyo YAMASHITA, et al. 54
- The Verification of the Reliability of the SNEAT10; The Study of Screening Scale for Inclusive Needs ChildAiko KOHARA, et al. 67
- Social Psychological Study for Motivations of Supports for Developmental Disorders by Members in WorkplacesHiroataka KUWAKI, et al. 74
- Description of Disability in the Sub-textbook on Morals for Elementary School Students Atsushi TANAKA, et al. 85
- The Discrepancy in Members' Participation Purpose in the Self-help Group of Person with Disabilities and His/Her Family that Continues for Many Years: A Case of the Group for Down's Syndrome Takahito MASUDA, et al. 92
- Current Situations and Issues of the Education for Disability Understanding in Higher Education Haejin KWON, et al. 104
- Performance Analysis of Diversity Management using the Balanced Scorecard: Case Study of Japanese Companies Employing Disabled and the ElderlyMoonjung KIM 114

REVIEW ARTICLES

- Special Needs Education in School Education Act and Services and Supports for Persons with Disabilities Act Ryotaro SAITO 124
- Executive Function and Brain Pathology in People with Intellectual and Developmental Disabilities Yoshifumi IKEDA 132
- Research Trends on Educational Support and Psychological Characteristics of the Children with Physical Disabilities Kohei MORI 140
- Special Needs Education in The Elementary School Government Guidelines for Teaching and Nursery Childcare Indicator..... Ryotaro SAITO 146
- Basic Study about Development of the Education for Disability Understanding Index; Based on the Inclusive Education.....Haena KIM, et al. 155
- Current Situation and Issues Related to Organization of the Education Curriculum and Devising of Educational Treatment of Children with Health Impairments Kohei MORI 164

PRACTICE REPORT

- A Report of the Project of Establishment of Educational Security Center for the Long-term Hospitalized Children in Ehime Prefecture..... Kosuke NAKANO, et al. 170

Published by
Asian Society of Human Services
Okinawa, Japan